

笠岡ふれあい空港使用規約（ドローン）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。この空港を永続的に使用するため、次の事項をみなさんで遵守し、安全で楽しい使用を続けていけるようお願いします。

1 安全について

- (1) 安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を一時中止すること。
また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。
- (2) 事故防止のため、ドローンの点検及び整備は必ず複数人で確認すること。また、見学者等のいる場所の上空の飛行を避け、飛行状況を監視する人を配置すること。
- (3) 車の撮影等を行う場合は、事故防止のため撮影の対象物からの距離を十分確保すること。

2 ラジコン保険について

使用者はラジコン保険に加入すること。

ラジコン保険の更新等の確認をするため、年度の最初に使用する際は使用者のリスト（氏名、保険名、保険番号、有効期限）を管理者へ提出すること。

また、使用者で有効期限が切れている場合は最新のリストを管理者へ再度提出すること。

3 飛行空域について

使用可能な飛行空域は、笠岡地区農道離着陸場上空のみとする。

隣接する農場等の空港以外の敷地への侵入が確認できた場合は責任者を処分する場合があります。

4 飛行高度の制限について

上空150メートル以上でドローン等を飛行させる場合は国土交通省の無人航空機の飛行に関する許可・承認手続きを取ること。また、申請時に許可・承認書の写しを添付すること。

5 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合があります。

6 墜落事故について

飛行中にラジコンが空港敷地内に墜落した場合、速やかに空港管理者に申し出ること。
(施設の損害状況を確認するため)

万が一、隣接する農場等に墜落した場合は空港管理人に申し出、農場所有者等に確認を取った上で捜索すること。

無断で農場等に侵入し捜索活動を行わないこと。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。

7 その他

テロ防止のため、警察よりドローンの利用内容について確認する必要があることをあらかじめ了承すること。